

「飼養衛生管理基準」の改正について

飼養衛生管理基準が平成29年2月1日に改正となりました。今回の改正は、平成25年から全国的に発生したPED（豚流行性脳炎）の疫学的調査を踏まえた内容が追加されています。

本基準は、家畜の伝染病の発生を予防するばかりでなく、慢性疾病対策としても有効ですので、引き続き、基準内容を理解し遵守に努めてください。

追加項目

◆各家畜共通（病原体の散逸防止）

- ・家畜や家きんの死体を保管するときは、保管場所に野生動物が侵入しないようにすること。
- ・家畜や家きんの死体及び排せつ物を移動するときは、漏出しないようにすること。



◆豚、いのしし

- ・残飯や食品の残さなどの食品循環資源を飼料として利用するときは、生肉が含まれている可能性がある飼料を加熱処理（70℃以上30分間以上、又は80℃以上3分間以上）すること。

*今年度、畜主さんが提出しなければならない、「定期報告」の飼養衛生管理基準の遵守状況表には、この項目が追加されています。

*なお、「定期報告」提出の案内は、別途お知らせしています。

◆報告書提出期限日

- ①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

平成29年4月15日まで

- ②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

平成29年6月15日まで



京都府丹後家畜保健衛生所

京都府与謝郡与謝野町字下山田616

TEL：0772（43）1125（休日、夜間転送）